

令和5年度 いたばし Pay 加盟店応援キャンペーン 規約

板橋区商店街振興組合連合会

■事業名

令和5年度 いたばし Pay 加盟店応援キャンペーン(以下、本キャンペーンといいます)

■目的

本キャンペーンは、いたばし Pay の普及促進及び、中小個店事業者の支援を目的に実施します。

■事業主体

板橋区商店街振興組合連合会(以下、本会といいます)

■キャンペーン対象期間

令和5年6月1日から令和5年8月末

令和5年11月1日から令和6年1月末

■特典

キャンペーン対象期間中、各加盟店においていたばし Pay で決済された総額(返品処理等した場合は処理後等の金額)に、以下還元率を乗じた金額を還元します。

10%還元	板橋区商店街連合会(振興組合連合会)会員中小・個店店舗
5%還元	上記以外の中小・個店店舗

※10%還元対象者かどうかの判定は、原則令和5年8月末時点、令和6年1月末時点の情報で行います。

※大型店舗(賛助会員含む)対象外

※1円未満切り捨て

※予算上限に達した場合、早期終了します。

■特典の上限

1キャンペーン期間 10万円/1店舗あたり

■適用条件

○次の条件を満たす場合に特典をお支払いします。

- ・キャンペーン対象期間終了日までに、いたばし Pay に加盟しており、かつ加盟店申込時等に、事業者応援キャンペーンの参加可否について、参加するにチェック等していること。
- ・事務局からいたばし Pay に関する疑義照会があった場合、これに応じること
- ・いたばし Pay 加盟後、いたばし Pay のユーザーがいたばし Pay による決済を申し出た際、これに応じること
- ・キャンペーン対象期間終了時点で、いたばし Pay 加盟店であること

■特典支払日

○キャンペーン対象期間終了後、一括でお支払いします。

※キャンペーン対象期間中に予算上限に達した場合、令和5年6月1日から上限に達した日まで

を支払いの対象期間とします。

※ システム上の都合等により支払い日が遅くなる場合がございます。予めご了承ください。

■その他注意事項

○特典は、いたばし Pay 加盟時に登録した口座へ振り込みます。この振込にかかる手数料に

については原則無料とします。

○次の場合は特典を支払いません。また、支払い後発覚した場合は本キャンペーンにより特典として支払った額と同額を返還いただきます。

・適用条件を満たさない場合。

例1:経営の実態がないにもかかわらずそれを偽り給付を受けた場合

例2:取引の実態がない架空の決済を行った場合

例3:自身が経営する店舗での自己決済 など

・いたばし Pay 加盟店規約に違反する行為があった場合、またはそのおそれがあると本会が判断した場合。

○なお、本キャンペーンの内容および適用条件等を予告なく変更する場合や、本キャンペーンを中止する場合があります。